

第 37 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和元年 5 月 24 日（金）

開催場所 菖蒲総合支所 4 階第 1 集会室

開会時刻 午後 2 時 30 分

閉会時刻 午後 3 時 10 分

第 37 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 168 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 169 号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 188 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 189 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 190 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 191 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 10 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	鈴 木 好 雄 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	濱 田 一 雄 君
3 番	坂 卷 昭 一 郎 君	4 番	織 原 安 良 君
5 番	川 鍋 優 君	6 番	早 野 公 夫 君
7 番	島 田 隆 雄 君	8 番	木 村 実 君
9 番	長 谷 川 勲 君	10 番	籠 宮 博 君
11 番	木 村 信 一 君	12 番	木 村 豊 君
13 番	杉 田 孝 行 君	14 番	蔵 口 哲 夫 君
15 番	川 島 一 晃 君	16 番	渡 辺 敏 男 君
17 番	稲 生 裕 君		

欠席委員 なし

推進委員

久喜 5	柿 沼 正 男 君	菖蒲 1 1	塚 越 賢 二 君
鷺宮 1	染 谷 富 雄 君	鷺宮 2	小 森 由 幸 君

事務局（本庁舎）

事務局長	榎 本 浩 二	係 長	大 内 康 範
主 任	黒 須 一 宏		

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、皆さん、改めましてこんにちは。事務局長の榎本でございます。定刻となりましたので、ただいまから第37回久喜市農業委員会総会を始めます。

ご起立いただいておりますね、済みません。ありがとうございます。ご一礼ください。ご着席願います。

それでは初めに、岩崎会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。1番、矢野委員さん、2番、濱田委員さん、よろしく願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（榎本浩二君） 前回4月25日の委員会から本委員会までの間の経過についてご報告します。

総会議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。報告事項は2件でございます。

1件目は、去る5月7日、農業委員会埼玉葛地方協議会の幹事会が春日部市総合体育館の会議室において開催され、私が出席をさせていただきました。内容につきましては、ごらんのとおりでございまして、総会の開催に向けた事前の打ち合わせなどを行いました。

2件目は、先週の5月17日、農業委員会埼玉葛地方協議会の総会が三郷市役所の会議室において開催され、岩崎会長と私が出席をいたしました。議事につきましては、ごらんのとおりでございまして、全議案とも全会一致で承認をされました。なお、当日は総会前に役員会が開催され、監事として岩崎会長が出席をされております。

報告は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。若干補足をいたしますと、5月17日の埼玉葛の通常総会につきましては、埼玉葛管内12団体でございます。その中で、12団体の会長で組織するわけでございますけれども、今回三郷市の会長さんがこの会の会長になりました。この方は10年を超える会長経験がある方で、年齢的には私より5つぐらい下で、昭和28年生まれの方ですけれども、その方が会長と。副会長は、古い順ということで、最近古い会長もほとんどいなくなりまして、交代になりまして、蓮田市が副会長で、杉戸町の後藤会長さんが副会長と。私もまだ1期目でございますけれども、1期目でも古株になり始めておりまして、私と白岡の会長が監事ということで改選になりました。法律が28年に農業委員会法が改正をされて、非常に急ピッチに、どういう流れか、法律にはそんなに若くなれとか多選防止とかという項目はないのでございますが、かなり長老といいますか、多かつたわけでございますけれども、この3年間でほとんどがかわったと、こういう状況でございまして、こういう職ですから、年齢等も全部わかるわけでございまして、あっという間に3年足らずで私も上から2番目ということになりまして、これは余計なことでございますけれども、そんな埼玉葛の状況でございます。いろいろと年に視察研修とか内部的な農業委員、また推進委員を対象とした研修会とか行っておりますけれども、そのような総会で議決をされた、こういうことでございます。

それでは、ただいまの事務局長の経過報告の説明の中で、何かご質問がございましたらお受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 続きまして、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願

います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進まさせていただきます。

◎議案第167号

○会長（岩崎長一君） 日程の第5、議案第167号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。

議案書の5ページごらんいただければと思います。まず初めに、申請書の番号が191301番及び次の191302番につきましては、譲受人の方が同じため、一括してご説明させていただきます。申請書番号191301番及び191302番、譲受人は江面在住の方、譲渡人は同じく江面在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田3筆、合計2,037平米でございます。権利の内容につきましては売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を85アール、野菜を51アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号193301番、譲受人は佐間在住の方、譲渡人は伊坂在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、967平米でございます。権利の内容につきましては売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を106アール、野菜を2アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては水稻の作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（杉田孝行君） 13番、杉田です。去る5月の18日に濱田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号191301番、申請地は資料1番、久喜市の総合運動公園、市民プールから南西へ約800メートルほどの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は田で、耕うんされておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

す。同じく申請書番号191302番でございます。申請地は資料2番、資料1と同様の地区の水田地帯の中に位置しております。農地の状況は田で、耕うんされておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま

す。以上、2案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○10番（籠宮 博君） 続きまして、申請番号193303についていたします。

久喜市栗橋支所より南東へ1キロ、現地は譲受人がお借りして田植えが済んでおります。農機具など全てあり、現在農業を経営しております。周りの方のお話とかいろいろお話聞きましたら、特に注意することありませんので、許

可できると思われま。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま杉田委員さん、それから籠宮委員さんからの調査報告について、これにつきましてご質問をお受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第168号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第168号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。

議案書の8ページごらんいただければと思います。まず初めに、申請書番号191504番、譲受人は宮城県に本店を置き、平成2年から通信機器の建築等を行っている法人となります。譲渡人は所久喜在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑1筆の一部、201.3平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための一時転用でありまして、転用期間は2カ月間となっております。農地の区分につきましては、農用区域でございますが、携帯基地等建設のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人であります法人は、現在携帯電話の会社でありますKDDIの指定工事会社として主に携帯基地局を設置している会社でございますが、今回当該申請地の隣接地に新たに携帯基地局を設けることとなったことから、基地局設置の際の資材や搬入用トラック置場として当該申請地を一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号191508番、譲受人、譲渡人とも青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆、合計108平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地の隣地におきまして家族とともに生活しておりますが、今回敷地の一部が道路拡幅のため収用されることとなりまして、居宅を解体する必要があることから、新たな居宅の建築を計画したところ、残りの敷地のみでは敷地が狭く、駐車スペース等が足りないことから、譲渡人であります妻の母親が所有する当該申請地を含めた敷地を新たな居宅の敷地として利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、

一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号193501番、譲受人は群馬県板倉町に本店を置き、平成19年から太陽光発電事業を行っている法人となります。譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田2筆、合計705平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。譲受人であります法人は、平成19年から太陽光発電の設置を手がけておりまして、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申し出があり、了承が得られたことから、当該申請地と隣地の雑種地を含めた場所に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。また、一般社団法人太陽光発電協会、国の関係です、発行の設備認定通知書や東京電力への電力受給契約申込書を添付されておりまして、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号193502番、譲受人は東京都墨田区に本店を置き、昭和28年から自動車用部品の製造販売を行っている法人となります。譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田3筆、合計680平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在当該申請地の隣地におきまして自動車用部品の工場を営んでおりますが、現在の敷地は狭く、大型貨物車両での搬出入の際は敷地の外で方向転換をしなければならない状況となっております。そのため、敷地を拡張し、新たに従業員などの駐車場を設けることで既存の敷地にスペースを設け、大型車両が敷地内で方向転換ができるようにすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194503番、譲受人は西大輪在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑1筆、307平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内にあります自宅にて家族とともに生活しておりますが、子供もふえ、手狭になってきたことから、実家からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。なお、現在の自宅につきましては、持ち家ではありますが、既に売買が決まっております、売買契約書の写しも確認できております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いをいたします。
杉田委員。

○13番（杉田孝行君） 申請書番号191504番、申請地は資料4のJA南彩の久喜ライスセンターから南東に約300メートルほどのところの集落に位置しております。周囲は、北側が住宅、東側は市道、南側が用水、西側が畑となっております。被害防除につきましては、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号191508番、申請地は資料5のふれあいセンター久喜から北に約800メートルほどの集落の中に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が市道、南側が住宅、西側が畑となっております。被害防除につきましては、周囲にブロックを設置し、排水についても合併処理浄化槽を設置するため、被害を及ぼすことはないと思

われます。

以上、2案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 籠宮委員。

○10番（籠宮 博君） 続きまして、10番、籠宮です。申請番号193501、5月19日に矢野委員さんと私で現地確認いたしました。この土地は、北側がカインズホーム、西側が水路、南側が国道125号線、東側が住宅です。稲荷木落水路に沿ってある土地で、栗橋支所より西へ約1.5キロのところであり、現況は低木雑草地です。太陽光発電なので、周りに障害を及ぼすおそれはなく、許可できると思われま。

続きまして、申請番号193502、この土地は北側が市道627号線、西側が畑、南側が畑、東側が県道さいたま栗橋線、久喜市栗橋西小学校より西へ約1キロぐらいのところであり、現状は草刈りが済んで整備されております。使用目的が駐車場でありますので、周りに対して障害が出る心配はありません。よって、許可できると思われま。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 矢野委員。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。申請番号194503番、5月19日の日に籠宮委員さんと現地確認してきました。メモリアルトネより南東へ約500メートルぐらいの位置で、北側が住宅、南側が市道、西側が畑、東側が住宅、周りに新しい住宅が何棟かできており、許可条件として特に障害等心配なく許可できる場所と思われま。慎重審議お願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ただいま3人の委員さんから調査報告いただきました。この件に関して質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第169号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第169号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の11ページをごらんいただければと思います。今月は25件の申出を受けておりまして、うち新規案件は5件でございます。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

まず初めに、申請書番号菖の18番でございます。利用権を設定する農地は、菖蒲町小林地内の田1筆、1,327平米でございます。借り手、貸し手の方も菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、水稻作付1年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当1万円となっております。

続きまして、申請書番号菖の21番でございます。利用権を設定する農地は菖蒲町柴山枝郷地内の田1筆、763平米

でございます。借り手は菖蒲町柴山枝郷在住の方、貸し手は白岡市在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稲作付5年間で予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号が菖の22番及び24番についてでございますが、借り手の方が同じため、一括してご説明させていただきます。申請書番号菖の22番及び24番、利用権を設定する農地は菖蒲町柴山枝郷及び小林地内の田2筆、合計2,338平米でございます。借り手は菖蒲町小林在住の方、貸し手は同じく菖蒲町小林在住の方ほか1名となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、水稲作付5年間で予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当5,000円及び1万円となっております。

続きまして、申請書番号が栗の1番でございます。利用権を設定する農地は佐間地内の田1筆、1,269平米でございます。借り手は加須市に事務所を置く法人、貸し手は佐間在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稲作付6年間で予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は新規、再設定を含めまして全体で42筆、6万9,192平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をしていただきたいと思います。

菖18番の借り手につきましては、菖蒲8地区の野川推進委員さんが本日所用により出席できないとの報告を受けておりますので、事務局よりお願いをいたします。

○係長（大内康範君） それでは、報告させていただきます。

菖の18番でございます。借り手の方につきましては、現在水稲を303アール、野菜を61アール耕作しております、全て良好に耕作管理されているということでございます。また、この方は認定農業者でありまして、地域のリーダーとして積極的に営農活動をされている方であるとの報告を野川推進委員さんより受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖21番につきましては、菖蒲11地区の塚越推進委員さんよりお願いをいたします。

○菖蒲11（塚越賢二君） 報告します。

番号菖21、今回利用権を設定する農地の借り手の方は菖蒲町柴山枝郷にお住まいの方で、現在水稲を160アール、大豆20アール、野菜10アール耕作されており、全て良好に農機具もそろっており、栽培管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖22番及び24番の借り手につきましては、借り手が推進委員であるため、事務局よりお願いをいたします。

○係長（大内康範君） 菖の22番及び24番でございます。借り手の方につきましては、現在水稲を582アール、野菜を74アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借り手の方につきましては、今お話もありましたが、地域の農地利用最適化推進委員さんとして活動されておまして、地域の中心となる担い手として営農活動をされている方でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗橋1番の借り手につきましては、借り手が市外に事務所を置く法人のため、事務局よりお願いいたします。

○係長（大内康範君） 申請書番号が栗の1番でございます。借り手の方につきましては、加須市に事務所を置く法人のため、加須市農業委員会へ経営状況を確認しております。借り手の法人につきましては、加須市に事務所を置き、以前から農業を行っている法人ということでございます。また、借り手の法人につきましては、現在水稲を4,622アール、野菜を213アール耕作しており、全て良好に耕作管理されているとの報告を加須市農業委員会から受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、全体の中で質問をお受けをいたします。

どうぞ、蔵口委員。

○14番（蔵口哲夫君） ささいな疑問なのですが、菖蒲の22と24は場所が、農地が同じなのに、小作料が5,000円と1万円と差があるのは、これは相場というのは、この辺はないのですか。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○係長（大内康範君） 相場があるかないかといえば、久喜市のほうでは年に1回貸し借りの平均というものはホームページで発表はしています。ただ、具体的に相場というものはある意味あってないようなものなのだと思うのですが、あとは貸し手の方が今回別なので、その借り手の方との話し合いの中で、例えば場所的なものとか、もしかしたら隣が耕作しようとしている借り手の方が持っているとか、いろんな条件を含めて協議していただいてこの結果になっているということだと思います。

○14番（蔵口哲夫君） 借り手は同じでしょう、今回は。

○係長（大内康範君） 貸し手が違います。

○会長（岩崎長一君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、打ち切らせていただきます。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の15ページをまず初めにござんいただければと思います。農地法第4条の届出についてでございます。今月は1件の農地法第4条の届出を受理しておりまして、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の17ページ及び18ページでございます。農地法第5条の届出でございます。今月は6件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の20ページでございます。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しております。いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の22ページでございます。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月

は1件の合意解約に係る通知が提出されております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま報告の説明がございました。何か質問がございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切らせていただきます。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） 次へ進まさせていただきますが、それでは日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

なお、今月の意見照会につきましては、農業委員さんについてでございますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により坂巻委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔3番 坂巻昭一郎君退席〕

○会長（岩崎長一君） それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、本日お配りした資料のうちタイトルが「農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）」と書かれたものをごらんいただければと思います。こちらは、今説明も会長のほうからございましたが、認定農業者を認定するに当たりまして農業経営者から市に対しまして改善計画が提出されてございます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か農業委員会の意見を求められているものでございます。

そちらの資料にございますとおり、今月は1件の申請が提出されてございます。現在の作付面積等は1枚目の裏面に書いてあると思うのですが、作付面積は現在約137アール、目標とする営農類型は水稲及び露地野菜による主穀複合経営でございまして、作付面積を450アールまで拡大する計画となっております。年齢は、資料のほうでは68歳ということになっているのですが、提出された後、多分誕生日が来られているので、今69歳でございます。今後は農地中間管理事業や農業制度資金等の活用によりまして集落内の優良農地を確保し、作付面積の拡大、集積を図ることとありまして、申請者は現農業委員さんとして地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定について支障のないものと考えてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

何か質問がございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、今回提出をされました農業経営改善計画につきましては、現在農業委員として地域農業の中心となっており、今後は経営規模を拡大し、地域における優良農地の集積などが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。

支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと存じます。

坂巻委員の入室を認めます。

〔3番 坂巻昭一郎君着席〕

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、打ち切らせていただきます。

◎閉会の宣告 午後 3時10分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年5月24日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 矢 野 学

署 名 委 員 濱 田 一 雄